

エコアクション21

環境経営レポート

第14版 運用期間 2024年4月～2025年3月



事業所近隣の風景



エコアクション21
認証・登録番号 0007352



KOCHI SDGs

改訂版発行年月日：2025年5月16日

初版発行年月日：2011年4月11日

新谷建設 株式会社

目次

1.	組織の概要	… 1
2.	対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間	… 2
3.	環境経営方針	… 3
4.	環境管理組織体制	… 4
5.	環境経営目標	… 5
6.	環境経営目標の実績	… 6
7.	環境経営計画	… 7
8.	環境経営計画の取組結果とその評価、今後の取組内	… 9
9.	次年度の取組内容	
	1) 環境経営計画	… 10
	2) 環境経営目標	… 11
10.	環境関連法規等の遵守状況の確認 及び評価の結果並びに違反、訴訟等	… 12
11.	代表者による全体の評価と見直し・指示	… 13
12.	環境経営活動等、その他の取組	



足摺公園線の海岸

発行日： 2025年 5月 16日

次回発行予定： 2026年 5月

発行責任者：環境管理責任者 江口 興貴

和



① 組織の概要

【事業所名および代表者名】

新谷建設 株式会社
代表取締役 新谷 航也



【所在地】

【本社】

〒 787-0305
高知県土佐清水市 天神町2番1号
TEL 0880-82-3325
FAX 0880-82-3441

【事務所】

〒 787-0559
高知県土佐清水市 下川口1296番

【倉庫・資材置き場】

〒 787-0559
高知県土佐清水市 下川口1763番1号

【環境管理責任者氏名及び担当者連絡先】

氏名 江口 興貴 TEL 0880-82-3325 FAX 0880-82-3441
E-mail : k-eguchi@tiara.ocn.ne.jp

【事業内容】

特定/一般建設業 (主に 土木一式工事)

• 建設業許可

許可番号 高知県知事 許可(特一4) 第 2762号
許可年月日 令和 4年10月 8日 : 許可の有効年月日 令和 9年10月 7日
建設業の種類 土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業
舗装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業
解体工事業

【事業規模】

設立年月日 昭和 36年(1961年) 11月
資本金 2300万円
売上高 (2024年 5月~2025年 4月) 275 百万円
従業員数 21人 (2025年 5月 現在)
敷地面積 3150m² (本社:310m² 倉庫・資材置場:2840m²)
延べ床面積 309m² (本社:105m² 倉庫・資材置場:204m²)

活動規模	単位	2022年度	2023年度	2024年度
売上高	百万円	877	350	275
従業員	人	22	23	21
事務所床面積	m ²	105	105	105
倉庫床面積	m ²	157	157	204
資機材置場面積	m ²	2,600	2,840	2,636

(各年度 5月~ 4月まで)



② 対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日

【対象範囲（認証・登録範囲）】

認証・登録事業者名： 新谷建設 株式会社

対象事業所： 本社、事務所、倉庫・資材置き場

事業活動範囲： 建設業

（土木工事業 とび・土工工事業 石工事業

舗装工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業）

【レポートの対象期間】

2024年 4月 ～ 2025年 3月

【環境経営レポートの発行日】

発行日： 2025年 5月 16日

次回発行予定： 2026年 5月



【作成責任者】

環境管理責任者 江口 興貴

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

【環境経営理念】

当社は、豊かな自然と共生する地域での事業活動を行う上で、環境に配慮した行動のできる企業として、全社員一丸となって環境負荷の削減及び低減を図り、環境を次世代への財産として環境保全活動に積極的に取り組み、継続的改善による環境経営を推進していきます。

【基本方針】

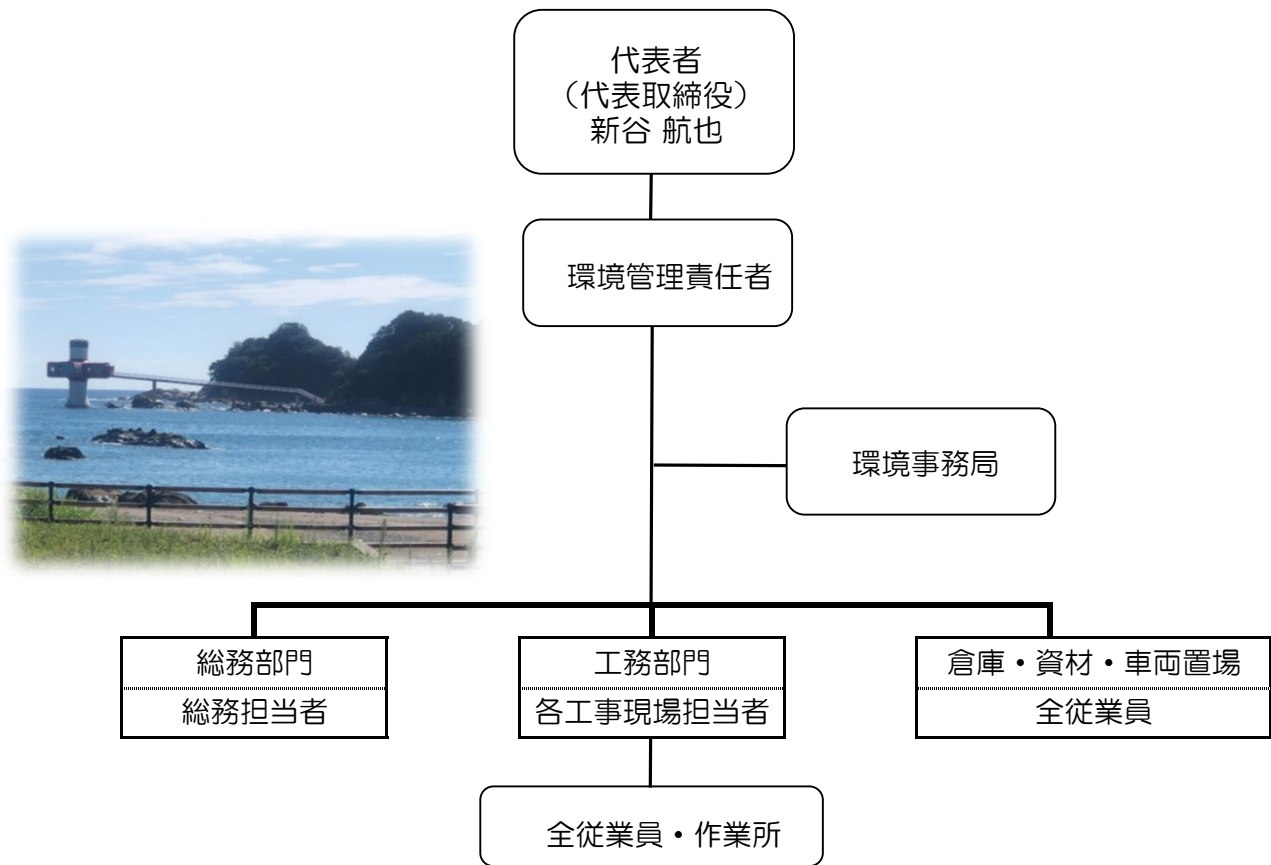
1. トラック・重機・車輛の燃料使用量削減により、二酸化炭素排出量を削減します。
2. 建設作業現場及び本社業務における廃棄物の削減、再資源化します。
3. 水資源の節水を行います。
4. 事業活動に関連する環境関連法規制等や当社が約束したことを遵守します。
5. 全従業員に環境保全教育を行い、積極的に環境負荷の低減を図ります。
6. 事務用品のグリーン購入や環境に配慮した新技術・資材の利用促進に取り組みます。
7. 地域周辺に対するボランティア活動等の環境保全活動へ積極的に取り組みます。
8. 生物多様性の保全に配慮し、与える影響を考慮した行動を心掛けます。
9. 国連の持続可能な開発目標SDGs達成に向け、環境・社会・経済の側面に継続的に取り組みます。
10. 環境経営方針を全従業員に周知し、環境経営レポート等で一般に公表します。

制定日：2010年 11月 25日

改定日：2023年 8月 1日

新谷建設 株式会社

代表取締役 新谷 航也



環境経営システム役割・責任・権限表

	役割・責任・権限
代表者（社長）	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任。 環境経営システムの実施に必要な 人、設備、費用、時間、技能、技術者を準備。 環境管理責任者の選任。 経営における課題とチャンス の明確化。 環境経営方針の策定、見直し、指示及び全従業員へ周知 環境経営目標・環境経営計画・環境管理組織体制を承認。 代表者による全体の評価と見直し、指示を実施。 環境経営レポートの承認。
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営システムの構築、実施、管理。 環境関連法規等の取りまとめ票を承認。 環境経営目標・環境経営計画・環境管理組織体制・環境経営レポートを確認。 環境経営の取組結果を代表者へ報告。
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の補佐。 環境負荷の自己チェック及び環境への取組みの自己チェックの実施。 環境経営目標、環境経営計画、環境管理組織体制の原案作成。 環境経営の実績集計（各データの集計）。 環境関連法規等取りまとめ表の作成。 環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施。 関連文書の記録。管理。 教育訓練の実施。 環境経営レポートの作成、公開
全従業員・作業所 倉庫・資材・車両置場	<ul style="list-style-type: none"> 環境経営方針の理解と環境への取組みの重要性を自覚。 決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営へ参加。

(1) 単年度目標 : (対象期間: 2024年 4月~2025年 3月)

- 環境経営目標設定における基準年は、過去3年間の実績平均値としました。

項	基準年 (2019~2021 年度実績平均)	2024年度 (目標値)
電力使用量 (kWh)	16,922	16,245
燃料使用量 (L)	117,749	112,871
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	313,755	300,817
一般廃棄物排出量 (kg)	122	117
産業廃棄物排出量 (t)	415	399
産業廃棄物再資源化率 (%)	98	99.2
水使用量 (m ³)	122	117
グリーン購入 (%)	30	40
環境配慮工事 (件数%)	全件 100	全件 100
環境保全活動・ 地域貢献活動 (回)		月1回以上 12



- CO₂排出係数は、令和4年2月17日公表の四国電力調整後排出係数0.574 (kg-CO₂/kWh)を使用し算定しています。
- 建設現場より発生する産業廃棄物は、件数や種類によって大きく左右される為、適正な処理（法規制を遵守した廃棄、設計書とおりの処理等）を行うことを目標として取り組んでいます。
- グリーン購入の目標と達成率(%)について、商品購入数に占めるグリーン商品数とした。
- 環境配慮工事の目標と達成率は、環境配慮工事の実施件数(件)/ 総工事件数(件)として、環境配慮として主に下記を実施する。環境に配慮した新技術・資材の情報収集、原材料(県産品、県産間伐材使用、リサイクル資材等)の使用、環境負荷の少ない工法(環境汚染・濁水対策や、生物多様性への環境配慮)、機械(低騒音・排ガス対策型重機)の使用を推進する。
- 基準年は、過去3年間(2019年度・2020年度・2021年度)の実績の平均値とした。
- 化学物質については、使用の実態がないため、目標を設定していない。

⑥

環境経営目標の実績

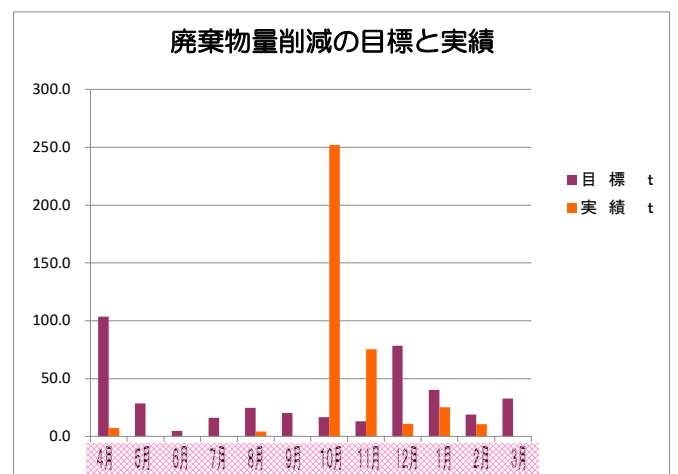
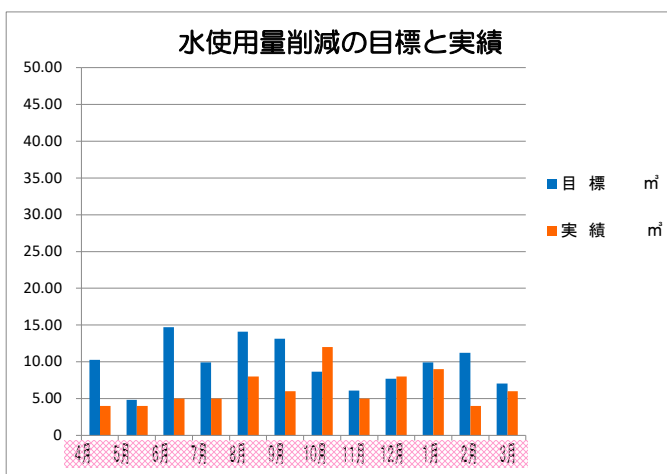
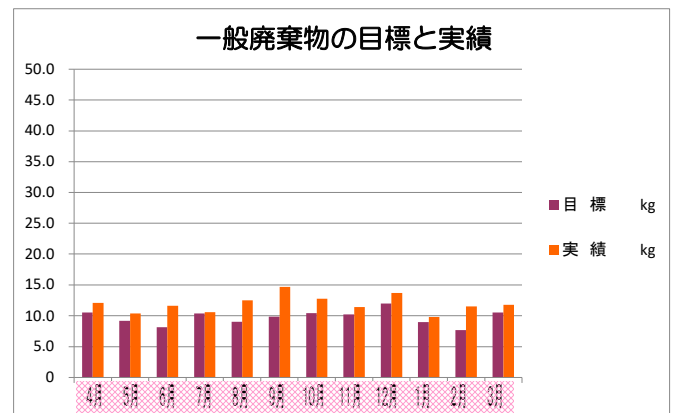
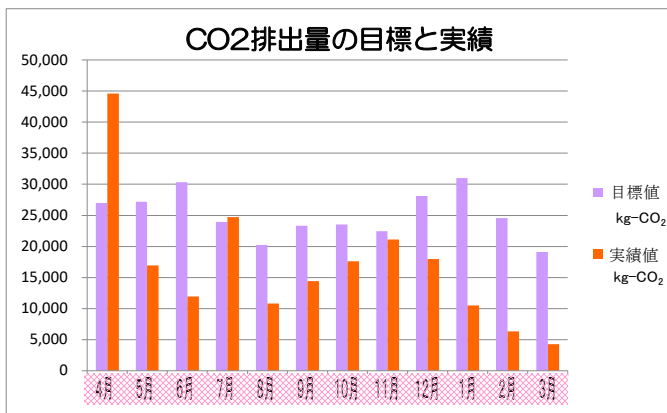
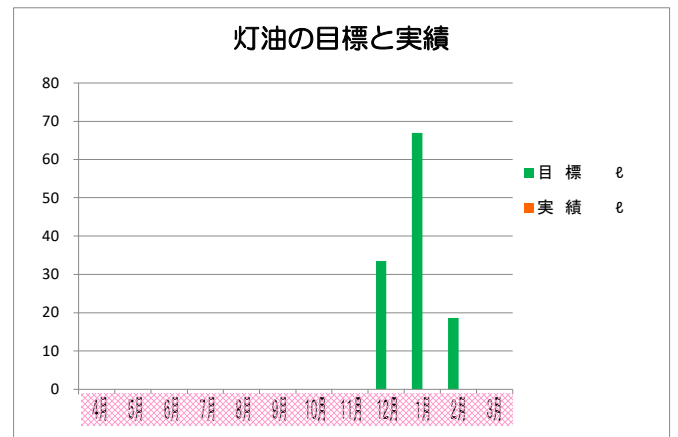
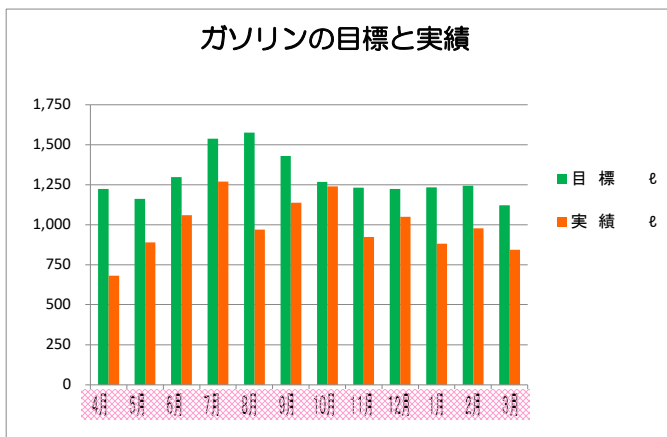
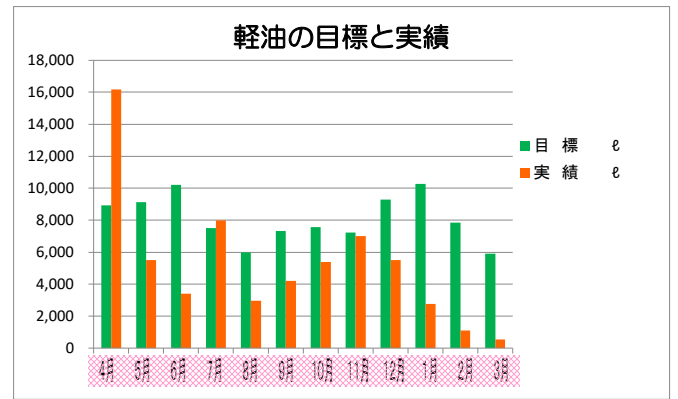
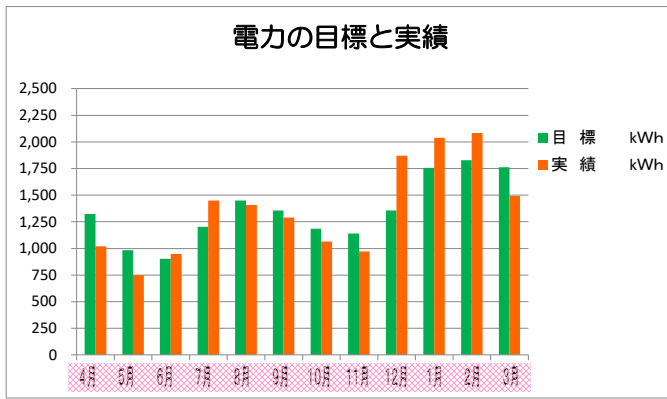
(1) 単年度実績 : (対象期間: 2024年 4月~2025年 3月)

- 環境経営目標設定における基準年は、過去3年間の実績平均値としました。

項	基準年 (2019~2021 年度実績平均)	2024年度 (目標値)	2024年度 (実績値)	実績値/目標値 評価判定	原単位(基準年) 実績/百万円	原単位 評価判定
電力使用量 (kWh)	16,922	-4% 16,244	16,381	99.2% △	41.4 59.6	69.5% ×
燃料使用量 (L)	117,749	-4% 112,871	74,471	151.6% ○	288.1 270.8	106.4% ○
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	313,755	-4% 300,817	201,233	149.5% ○	767.8 731.8	104.9% ○
一般廃棄物排出量 (kg)	122	-4% 117	143	81.9% ×	0.3 0.5	57.5% ×
産業廃棄物排出量 (t)	415	-4% 399	386	103.5% ○	1.0 1.4	72.4% ×
産業廃棄物再資源化率 (%)	98	99.2	97.1	102.2% ○	-	-
水使用量 (m ³)	122	-4% 117	76	153.9% ○	0.3 0.3	108.0% ○
グリーン購入 (%)	30	40	39	97.1% △	-	-
環境配慮工事 (件数%)	全件 100	全件 100	(18件/18件) 100	100.0% ○	-	-
環境保全活動・ 地域貢献活動 (回)	12	月1回以上 12	13	108.3% ○	-	-

(基準年度平均売上高:409百万円) 前年度売上高 275百万円

- CO₂排出係数は、令和4年2月17日公表の四国電力調整後排出係数0.574 (kg-CO₂/kWh)を使用し算定しています。
- 建設現場より発生する産業廃棄物は、件数や種類によって大きく左右される為、適正な処理(法規制を遵守した廃棄、設計書とおりの処理等)を行うことを目標として取り組んでいます。
- グリーン購入の目標と達成率(%)について、商品購入数に占めるグリーン商品数とした。
- 環境配慮工事の目標と達成率は、環境配慮工事の実施件数(件)/総工事件数(件)として、環境配慮として主に下記を実施する。環境に配慮した新技術・資材の情報収集、原材料(県産品、県産間伐材使用、リサイクル資材等)の使用、環境負荷の少ない工法(環境汚染・濁水対策や、生物多様性への環境配慮)、機械(低騒音・排ガス対策型重機)の使用を推進する。
- 基準年は、過去3年間(2019年度・2020年度・2021年度)の実績の平均値とした。
- 化学物質については、使用の実態がないため、目標を設定していない。
- 環境目標の実績評価と達成できなかった理由については、
「8.環境経営計画の取組結果とその評価、次年度に向けた取組内容」に記載する。
- 評価判定方法は環境経営目標達成率より
「○:100%以上」、「△:100%未満~95%以上」、「×:95%未満」評価として判定した。



・建設現場より発生する産業廃棄物は、件数や種類によって大きく左右される為、適正な処理（法規制を遵守した廃棄、設計書どおりの処理等）を行うことを目標として取り組んでいます。

対象期間：2024年4月～2025年3月 実施状況：○よくできた、△あまりできなかった、×できなかった

項目	活動内容	実施状況	SDGs	部署・担当者	
CO ₂ 排出量の削減	電力使用量の削減	1.不要時の消灯。	○	 	・総務部 ・工務部 ・現場担当者
		2.機械設備・OA機器の電源OFF。	○		
		3.エアコンの設定温度。 (夏季28℃±1℃) (冬季20℃±1℃)	△		
		4.現場内夜間灯火設備の太陽光発電設備への移行。	○		
		5.事務所内蛍光灯照明設備からLED照明への適時移行。	○		
	燃料使用量の削減	1.重機・車輛のアイドリングストップ運動の推進。	○	 	・工務部 ・現場担当者
		2.急発進・急加速・空ぶかしの禁止。	○		
廃棄物削減・再資源化	一般廃棄物排出量の削減	3.現場等への移動の際、極力乗り合わせを行なう。	○	 	・総務部 ・工務部 ・現場担当者
		4.余分な積載物を乗せない。	○		
		5.不要積載物の有無、タイヤ空気圧の確認。	○		
	産業廃棄物排出量の削減・再資源化	6.重機動力はフル稼働とせず、8割運動の推進。	○		
		7.現場への物品積込の繰返し配車防止の為、忘れ物が無いように打合せ等を行い準備する。	○		
排水量削減	水使用量の削減	1.ミスプリントの回収箱を設置し裏面を再使用する。	○		・総務部 ・工務部 ・現場担当者
		2.両面印刷を心がける。	△		
		3.ゴミの分別を徹底し、再資源化する。	△		
グリーン購入	産業廃棄物排出量の削減・再資源化	1.再生材料を使用する。	○	  	・工務部 ・現場担当者
		2.適正処理・リサイクル向上に留意し運搬・処分委託契約を必ず交わす。	○		
		3.処分場の許可、現地の状況を確認する。	○		
		4.マニフェスト伝票による管理を徹底する。	○		
環境配慮技術・資材の利用推進	5.混合廃棄物を分別し、再資源化に努める。	5.混合廃棄物を分別し、再資源化に努める。	△		
		1.水道水を出しすぎない。	○		・総務部 ・工務部 ・現場担当者
			2.止水を行う。		
3.節水表示を行う。	○				
環境保全教育	グリーン購入	1.エコマーク文具を優先して購入する。	○		・総務部 ・工務部 ・現場担当者
		2.コピー機カートリッジをリサイクル業者に渡す。	○		
		3.コピー用紙は全量グリーン商品を購入する。	○		
		4.県産木材を優先して購入する。	○		
地域貢献活動	環境配慮技術・資材の利用推進	1.環境に配慮した新技術・資材の情報収集・利用を行う。 (情報収集は月1回以上)	○	  	・工務部
		2.環境に配慮した原材料の使用を推進する。 (県産品、県産間伐材使用、リサイクル資材等)	○		
		3.環境負荷の少ない工法、機械の使用を推進する。 (環境汚染・防塵・濁水対策等の環境配慮工事) (低騒音・排ガス対策型重機)	○		
環境保全教育	環境保全教育	1.エコアクション21活動による環境意識向上。	○		・環境事務局
		2.環境経営の状況把握や改善指示。	○		
		3.手順の適切性・有効性を確認。	○		
地域貢献活動	地域貢献活動	1.ロードボランティア活動を行う。	○	 	・工務部 ・現場担当者
		2.現場周辺道路の清掃する。	○		
		3.作業所周辺の美化・イメージアップ活動を行う。	○		

備考：日程については、「エアコンの設定温度」は夏季（6～9月）、冬季（12～3月）。他活動は、通年。

⑧

環境経営計画の取組結果とその評価、今後の取組内容

対象期間：2024年4月～2025年3月

実施状況

















評価 ○：100%以上（よくできた）
 △：95～99%（あまりできなかった）
 ×：95%未満（できなかった）

項目	部署・担当者	取組結果	目標評価	計画評価	見直し（次年度の取組内容） （次年度2025年4月～2026年3月）
電力使用量の削減	・総務部 ・工務部 ・現場担当者	現場事務所の設置数が削減されたが、酷暑の影響もあり、年間削減目標はほぼ達成に留まった。 各所に節電啓発ステッカーを貼り、消灯等に努め、削減活動は出来ていた。	△	○	・昼休みの消灯、不要照明の電源を切る、パソコンの電源オフやスリープの活用など細かな節電を継続する。 ・現場内夜間灯火設備の太陽光発電設備への移行。 ・事務所内の不要電灯の間引き、電灯交換時にはLED照明への移行を行う。 ・上記活動を今後も継続する
燃料使用量の削減	・工務部 ・現場担当者	年間削減目標、原単位共に達成できて評価できる。 削減要因としては、遠距離現場が少ない事と、大規模な土工事が少ない事から、燃料使用量の大幅減少につながった。灯油使用量は、寒中コンクリート対策としてのコンクリート養生による増加、ガソリン使用量は遠距離通勤による使用量増加により原単位は、削減達成には至らな	○	○	・現場への乗り合わせや不要積載物の確認、重機の効率的な移動、アクセル8割運動などパワー操作抑制を継続して行う。 ・情報共有システムの利用、遠隔臨場、デジタル化の促進、活用による、車両移動に伴う燃料使用量、二酸化炭素排出量の削減に努める。
CO ₂ 排出量の削減	・総務部 ・工務部 ・現場担当者	軽油燃料使用量の減少に伴い、二酸化炭素排出量削減目標が達成できた。	○	○	・件数や工種による、燃料使用量に左右されるが、今後も燃料・電気共に削減を意識して継続する。
一般廃棄物排出量の削減	・総務部 ・工務部 ・現場担当者	・分別リサイクルも行われ、段ボール箱や古紙類もリサイクル処理できているが、削減目標達成には至っていない。 ・裏面再利用や両面印刷の徹底が出来ている、空缶・紙類等の再生資源回収も実施できている、両面コピー機の導入も行い活動は評価できるが、目標は未達成となった。	×	△	・目標値の見直しの検討を行うとともに、引き続き排出量の削減に努める。 ・連絡や通知は電子媒体を使用する。 ・情報共有システムや電子メールを可能な限り利用する ・カタログ等書籍や紙、段ボールの資源リサイクルも継続する、ペットボトルのリサイクル箱を設置し、分別リサイクルを行う。 ・印刷前の確認でミスプリントを減らす、ミスコピー類は裏面の再利用を行う。
産業廃棄物排出量の削減 ・再資源化	・工務部 ・現場担当者	・廃棄物の処理及び建設リサイクル法など遵守の上、適正に処理できており、再資源化率も97.2%に上昇。 再生資源材料の使用も問題ない。	○	○	・件数や工事内容により、排出量は左右されるが、今後も適正処理、再資源化率向上に努め継続する。
水使用量の削減	・総務部 ・工務部 ・現場担当者	節水の周知徹底や現場仮設トイレの排水、清掃時での雨水利用も行われており、目標達成できている。	○	○	今後も継続する。
グリーン購入	・総務部 ・工務部 ・現場担当者	コピー用紙のグリーン商品への移行、購入品目の商品移行もできているが目標は未達成となった。	△	○	年間目標を見直し修正する。 使用品目のグリーンラベルを確認し今後も優先的に品目移行を行う。
環境配慮技術・資材の利用推進	・工務部	環境に関する新技術の確認、使用、全現場にてLEDソーラー電源、県産材木製型枠の使用、コンクリート工事2項目、濁水対策に対し6項目のNETIS新技術利用や対策	○	○	今後も新技術・環境資材の情報収集を継続し、積極的に利用する。 ・重機やリース機械は、環境配慮型機械の優先的利用を継続する。
環境保全教育	・環境事務局	環境負荷低減やSDGsについての環境教育を行い、意識向上につながり達成できている。	○	○	今後も継続する。
地域貢献活動	・工務部 ・現場担当者	作業所周辺の清掃や除草・工区付近の河川清掃活動やロードボランティア活動共に実施できている。	○	○	作業所周辺の清掃・イメージアップ活動も実施できている、今後も継続する。

次年度の取組内容

1) 環境経営計画

対象期間：2025年 4月～2026年 3月

項目	活動内容	SDGs	部署・担当者
CO ₂ 排出量の削減	電力使用量の削減 1.不要時の消灯。 2.機械設備・OA機器の電源OFF。 3.エアコンの設定温度。 (夏季28℃±1℃)(冬季20℃±1℃) 4.現場内夜間灯火設備の太陽光発電設備への移行。 5.事務所内蛍光灯照明設備をLED照明へ適時移行。	 	・総務部 ・工務部 ・現場担当者
	燃料使用量の削減 1.重機・車輛のアイドルストップ運動の推進。 2.急発進・急加速・空ぶかしの禁止。 3.現場等への移動の際、極力乗り合わせを行なう。 4.余分な積載物を乗せない。 5.不要積載物の有無、タイヤ空気圧の確認。 6.重機動力はフル稼働とせず、8割運動の推進。 7.現場への物品積込の繰返し配車防止の為、忘れ物が無いように打合せ等を行い準備する。	 	・工務部 ・現場担当者
廃棄物削減・再資源化	一般廃棄物排出量の削減 1.ミสปrintの回収箱を設置し裏面を再使用する。 2.両面印刷を心がける。 3.ゴミの分別を徹底し、再資源化する。		・総務部 ・工務部 ・現場担当者
	産業廃棄物の削減・再資源化 1.再生材料を使用する。 2.適正処理・リサイクル向上に留意し運搬・処分委託契約を必ず交わす。 3.処分場の許可、現地の状況を確認する。 4.マニフェスト伝票による管理を徹底する。 5.混合廃棄物を分別し、再資源化に努める。	  	・工務部 ・現場担当者
排水量削減	水使用量の削減 1.水道水を出しすぎない。 2.止水を行う。 3.節水表示を行う。		・総務部 ・工務部 ・現場担当者
グリーン購入	1.エコマーク文具を優先して購入する。 2.コピー機カートリッジをリサイクル業者に渡す。 3.コピー用紙は全量グリーン商品を購入する。 4.県産木材を優先して購入する。		・総務部 ・工務部 ・現場担当者
環境配慮技術・資材の利用推進	1.環境に配慮した新技術・資材の情報収集・利用を行う。 (情報収集は月1回以上) 2.環境に配慮した原材料の使用を推進する。 (県産品、県産間伐材使用、リサイクル資材等) 3.環境負荷の少ない工法、機械の使用を推進する。 (環境汚染・防塵・濁水対策等の環境配慮工事) (低騒音・排ガス対策型重機)	  	・工務部
環境保全教育	1.エコアクション21活動による環境意識向上。 2.環境経営の状況把握や改善指示。 3.手順の適切性・有効性を確認。		・環境事務局
地域貢献活動	1.ロードボランティア活動を行う。 2.現場周辺道路の清掃する。 3.作業所周辺の美化・イメージアップ活動を行う。	 	・工務部 ・現場担当者

日程：エアコン温度設定として、夏期6月～9月・冬期10月～3月
上記以外の活動は、通年の活動とします。

次年度の取組内容

2) 環境経営目標

(対象期間：2025年度～2029年度)

- ・次年度環境経営目標設定における基準年は、過去3年間（2019年、2020年、2021年）の実績平均値使用

項目	基準年	次年度目標	中長期目標			
	過去3年平均 (2019 ～2021)	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
電力使用量 (kWh)	16,922	15,906	15,568	15,230	14,891	14,722
燃料使用量 (L)	117,749	110,516	108,161	105,805	103,450	102,272
ガソリン使用量 (L)	16,366	15,220	14,893	14,565	14,238	14,074
軽油使用量 (L)	101,255	95,180	93,155	91,130	89,104	88,092
灯油使用量 (L)	128	116	113	110	108	106
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	313,755	294,539	288,264	281,987	275,712	272,573
一般廃棄物排出量 (kg)	122	116	115	113	112	111
産業廃棄物排出量 (t)	415	391	382	374	366	361
産業廃棄物再資源化率 (%)	97.9	99.2	99.4	99.6	99.8	100.0
水使用量 (m ³)	122	115	113	110	108	106
グリーン購入 (%)	30	41	42	43	44	45
環境配慮工事 (件数)	全件	全件	全件	全件	全件	全件
環境保全活動・ 地域貢献活動 (回)	12	月1回以上 12	月1回以上 12	月1回以上 12	月1回以上 12	月1回以上 12

- ・CO₂排出係数は、令和4年2月17日公表の四国電力調整後排出係数0.574 (kg-CO₂/kWh)を使用し算定しています。
- ・建設現場より発生する産業廃棄物は、件数や種類によって大きく左右される為、適正な処理（法規制を遵守した廃棄、設計書どおりの処理等）を行うことを目標として取り組んでいます。
- ・一般廃棄物排出量については、2024年度実績を踏まえ、2025年度からの目標値を見直している。
(従来、1%減/年 ⇒ 見直し後、0.5%減/年)
- ・グリーン購入の目標と達成率(%)について、商品購入数に占めるグリーン商品購入数とした。
- ・環境配慮工事の目標と達成率は、環境配慮工事の実施件数(件)／総工事件数(件)として、環境配慮として主に下記を実施する。
環境に配慮した新技術・資材の情報収集、原材料(県産品、県産間伐材使用、リサイクル資材等)の使用、環境負荷の少ない工法(環境汚染・濁水対策や、生物多様性への環境配慮)、機械(低騒音・排ガス対策型重機)の使用を推進する。
- ・基準年は、過去3年間(2019年度・2020年度・2021年度)の実績の平均値とした。
- ・化学物質については、使用の実態がないため、目標を設定していない。

(1) 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

(対象期間：2024年 4月～2025年 3月)

法規名	適用条項	具体的内容	実施時期 点検頻度等	遵守評価 判定
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第3条	・事業者の責務 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理	必要時	○
	第6条の27項	・一般廃棄物の委託基準の遵守 (一般廃棄物収集運搬・処分業者との契約・許可書確認)	必要時	-
	第11条	・産業廃棄物の事業者の自己処理	必要時	○
	第12条5項、6項	・産業廃棄物の委託契約 委託基準の遵守	必要時	○
	第12条2項	・保管基準の遵守(自己処理・委託とも) (縦60cm以上×横60cm以上提示板による表示：責任者明示等)	必要時	-
	第12条9,11項	・多量排出事業者(年間1,000t以上) 計画の都道府県知事への提出・実施状況報告	必要時	-
	第12条の3	・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・保管	廃棄物排出時	○
	第12条3,4項	・事業場外の自らの産業廃棄物の保管場所の設置届出 (建設工事発生物)	必要時	-
	第12条の37項	・マニフェスト交付状況報告書の作成及び県知事への提出	年1回 毎年6月末	○
	第14条	・産業廃棄物収集運搬業の都道府県知事の許可 (施設・能力の許可基準への適合、5年毎に許可の更新)	許可有効期限	○
	第14条12項	・産業廃棄物処理基準による収集運搬、処分 (運搬車への表示、書面備付義務等)	必要時	○
	第16条	・不法投棄の禁止	必要時	○
	第16条の2	・不法焼却の禁止(一定の場合を除く) (除外の場合：廃棄物処理基準に従う焼却、他法令に基づく焼却、公益上・社会慣習上やむを得ない・生活環境への影響の軽微な焼却)	必要時	○
第21条の31項	・建設廃棄物は元請業者が事業者	必要時	○	
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	第4条	・原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努力 建設工事に係る副産物を再生資源として利用することを促進するよう努力	必要時	○
	第15条	・建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める 再生利用計画書(実施書)の作成・保存(施工後5年間)、計画の工事現場での掲示 (再生資源利用省令第8条)	必要時	○
	第34条	・建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の 基準となるべき事項を定める 再生資源利用促進計画(実施書)の作成・保存(竣工後5年間)、計画の工事現場での 掲示(指定副産物利用促進省令第7条)	必要時	○
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	第5条	・建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等費用の低減努力 ・建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用する努力	必要時	○
	第12条	元請業者による事前調査、分別解体等の計画作成、発注者への説明(書面交付) ・※10条：発注者による工事の知事への事前届出 (第11条：公共工事の場合は届出に代えて通知)	必要時	○
	第9条、16条	・受注者による基準に従った分別解体等の実施、及び再資源化の実施	必要時	○
	第13条	・工事請負契約において建設業法によるもののほか分別解体の方法・費用等の記載	必要時	○
	第18条	・元請業者の発注者への再資源化等の完了報告、及び再資源化等の実施状況に関する記載 の作成・保存	必要時	○
第33条、第34条	・現場等における標識の提示 帳簿の備え付け	必要時	○	
騒音規制法	第14条	・特定建設作業の実施の届出(建設作業開始7日前までに市町村長に届出)	必要時	-
	第15条	・規制基準の遵守(特定建設作業に適用)		
振動規制法	第14条	・特定建設作業の実施の届出(建設作業開始7日前までに市町村長に届出)	必要時	-
	第15条	・規制基準の遵守(特定建設作業に適用)		
大気汚染防止法 (解体等工事)	第18条の15	・特定建築材料の使用有無の事前調査 (一定の知見を有する者が調査：令和5年10月施行) ・調査結果の発注者への書面交付、説明及び記載の作成・保存調査結果の提示、調査結果 の県への報告(元請業者による)	必要時	-
	第18条の16	・下請請人に対する説明(特定工事の場合)(元請業者による)	必要時	-
	第18条の17	・特定粉じん排出等作業の実施届出(発注者による)	-	-
	第18条の15 第18条の16	・解体等工事に係る調査への協力、適正に工事を実施するための配慮(発注者による)	必要時	-
	第18条の22	・下請人に対する指導(元請業者による)		-
	第18条の19	・対象建築材料の除去等の方法による作業の実施(元請業者・下請負人による)		-
	第18条の20	・作業基準の遵守(元請業者・下請負人による) ・特定粉じん排出等作業の計画作成・計画に基づき作業実施(元請業者による)		-
第18条の23	・特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存(元請業者による) ・作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存(元請業者による)	-	-	

法規名	適用条項	具体的内容	実施時期 点検頻度等	遵守評価 判定
浄化槽法	第5条、 第11条の2、 第10条の2	・浄化槽設置等の届出 廃止の届出 使用開始後の報告書提出	必要時	-
	第10条	・浄化槽の保守点検、清掃の実施	必要時	○
	第7条、第11条	・法定検査の実施	必要時	○
	第3条	・し尿・雑排水の浄化槽の処理後でない場合の公共用水域への放流禁止 ・浄化槽使用者の「浄化槽の使用に関する準則」の遵守	必要時	○
	第4条	・浄化槽の基準等の遵守		
消防法 土佐清水市火災予防条例	条例第46条	・少量危険物貯蔵・取扱の届出（消防署） （指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱）	必要時	○
	条例第30条～ 第31条の8	・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱の技術上の基準の遵守	必要時	○
	第11条	・指定数量以上の危険物の貯蔵所の許可、完成検査	必要時	○
	第10条	・指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いの制限（以下、指定数量） 第1石油類 ガソリン：200ℓ 第2石油類 灯油・軽油：1000ℓ 第3石油類 重油：2000ℓ 第4石油類 潤滑油：6000ℓ （ギア油・エンジンオイル・マシン油）	必要時	○
オフロード法	第4条2項	・使用者は特定特殊自動車排出ガスの排出抑制のための必要な措置を講ずるよう努力、 国・県が実施する施策に協力	必要時	○
	第17条	・基準適合表示以外の特定特殊自動車の使用禁止 （基準適合表示を貼付した車両の使用）		○
	第18条	・基準適合の状態での特定特殊自動車の使用（適合しない状態の場合、知事による基準適合のための整備命令）		○
	第28条 施行令第2条	・建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針 ・抑制指針の遵守 （適正燃料の使用・点検整備の実施等）		○
排出ガス対策型建設機械指 定 制度		・オフロード法の規制対象外である建設機械に対する排出ガス対策推進のために国土交通 省が定めるもの ・排出ガス基準を定め、これに適合する建設機械を排出ガス対策型建設機械として型式指定 する	必要時	○
フロン排出抑制法	第16条	・第1種特定製品の管理者の判断基準に基づく措置の実施 定期点検の実施 【簡易定期点検：1回以上/3か月】 点検・整備の記録 交付される充填（回収）証明書の管理	必要時	○
	第45条の2	・第1種特定製品を引取等業者に引渡す時、引取証明書の写し交付	必要時	-
	第42条	・解体工事元請工事は、解体前に第1種特定製品の設置の有無を確認 ・発注者に書面交付説明（交付書面の写し保存） 発注者は、解体事業者等による第1種特定製品の有無の確認に協力、交付書面の保存	必要時	-
	第86条	・フロン類の放出の禁止	必要時	○
省エネルギー法	第4条	・エネルギー使用者のエネルギーの使用合理化への努力、電気需要最適化に資する措置実 施に努力	必要時	○
	第5条	・判断基準（エネルギー使用の合理化に係るもの、非化石エネルギーへの転換に係るも の）に基づく措置の実施 ・電気需要最適化指針に基づく取組の実施	必要時	○
地球温暖化対策推進法	第23条	・事業活動に伴う排出削減等の努力	必要時	○
	第25条	・排出削減等指針 ※23条について事業者が講ずべき措置の適切・有効な実施のためのもの	必要時	○
高知県環境基本条例	第6条	・事業者の責務 公害防止、自然環境保全、廃棄物の適正処理	必要時	○
高知県清流保全条例	第2条	・事業者の清流保全の努力	必要時	○
土佐清水市廃棄物の処理 及び清掃に関する条例	条例第28号-第4条	・事業者の責務（廃棄物の処理） ・廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め、廃棄物の減量その他その適正な 処理を行う	必要時	○
	条例第28号-第6条	・土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出を防止する	必要時	○
土佐清水市空き缶等の散乱 防止及び環境美化に関する 条例	条例第29号-第7条	・空き缶等、その他の廃棄物をみだりに捨ててはならない	必要時	○

※遵守評価の欄：○×（×の場合は問題点は正／予防処置票により解決を図る）

(2) 違反、訴訟等の有無

過去3年間（2022年度・2023年度・2024年度）において、当社の業務に対しての環境上の苦情はありません。

また、環境関連法規等に関する違反、訴訟もありません。

代表者による全体の評価と見直し・指示

評価の確認 (達成できなかった場合の原因)	<input type="checkbox"/> 環境経営目標の達成状況 総合評価として電力使用量・一般廃棄物・グリーン購入の年度削減目標は達成できなかったが、燃料使用量は大きく削減達成できている。
	<input type="checkbox"/> 環境経営活動計画の実施及び運用結果 ガソリンや軽油使用量の大幅削減が達成できている、要因としては、遠距離現場移動が少ないことや工事内容に大規模な土工事が少ないなどの工種によるところが考えられる。 電力使用量・一般廃棄物は増加し目標達成できなかった、現場事務所の設置数増、資材倉庫作業増による使用量増加が要因であった。取組や活動は実施できているため評価できる。 今後も継続して評価分析を行い、小さな削減・改善を意識し取り組みを行う。
	<input type="checkbox"/> 環境関連法規等の遵守状況 環境関連法規等に関して違反、訴訟はありません。
	<input type="checkbox"/> 環境に関する苦情・要望 当社の業務に対しての環境上の苦情・要望はありません。
変更の必要性の有無・指示内容	<input type="checkbox"/> 環境経営方針 (変更の必要性: <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) 現在のところ、変更の必要は無い。
	<input type="checkbox"/> 環境経営目標 (変更の必要性: <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 一般廃棄物の削減目標の修正変更を行うこと。
	<input type="checkbox"/> 環境経営計画 (変更の必要性: <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無) ただし、一般廃棄物の分別活動の内容を改善しペットボトルリサイクルを行うこと。
	<input type="checkbox"/> 実施体制 (変更の必要性: <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無) 環境事務局の体制変更を行う。
前回の指示への取組み結果	レポートの簡潔化「見やすい、見える化」への取組みに改善が見られる。 協力会社の不要梱包材の業者持ち帰りの協力により産廃ゴミは削減できた。
今回の評価見直し・指示	<input type="checkbox"/> 環境経営システムが有効に機能しているか 有効に機能している、今後も活動内容の見直しを行い、改善に努める。
	<input type="checkbox"/> 環境への取組みは適切に実施されているか <ul style="list-style-type: none"> 不要梱包材やパレット等の業者持ち帰りを依頼しゴミ削減ができた。 環境に関する新技術や資材情報を入手利用し、環境配慮技術やLED機器の継続利用が来ている。
	<input type="checkbox"/> 改善点について 遠隔臨場や情報共有システム等の利活用を推進し、燃料使用量・二酸化炭素排出量の削減、一般ごみリサイクルの活動内容を見直し一般廃棄物削減に努める。
	<input type="checkbox"/> 総合評価 遠距離現場や現場事務所設置数の増加による工事条件に左右される使用量増加は避けられないものであるが、環境活動や取組改善に繋がる工夫や情報収集、遠隔臨場や情報共有システム等の利活用によるデジタル化促進を行い、作業効率向上、効率的稼働を意識して環境負荷低減に向けた取り組みを推進する。

実施日： 2025年 5月 16日

実施者： 代表取締役

新谷 航也

環境経営活動等、その他の取組

環境経営活動の取組状況

(リサイクル活動)



ミスプリント用紙回収



インクカートリッジ回収



空き缶:プルタブ回収



古切手回収

(節電・節水活動)



節電・温度設定の啓発活動



節水の啓発活動



節電の啓発活動



節水(トイレタンク)

環境経営活動の取組状況

(環境保全活動)



LED照明設備 移行



節電型 複合コピー機(2024年更新)



一般廃棄物削減(重量計測)



環境対応型エアコン設備 移行



環境配慮:グリーン購入
コピー用紙・文房具類



環境配慮:グリーン購入
(グリーン商品優先利用)



環境配慮:堆肥材料
(有機廃棄物の堆肥 優先利用)



カーボンオフセットの啓発活動
(温室効果ガスの削減・オフセット=埋め合わせ)

環境経営活動の取組状況

(環境保全活動)



車輛・燃料使用量削減の啓発活動
(ダンプトラック)



重機・燃料使用量削減の啓発活動
(重機)



重機:低騒音・排ガス対策型
(環境配慮型 優先使用)



重機:低騒音・排ガス対策型
(環境配慮型 優先使用)



重機:低騒音・排ガス対策型
(環境配慮型 優先使用)



車輛・燃料使用量削減の啓発活動
(啓発看板設置)



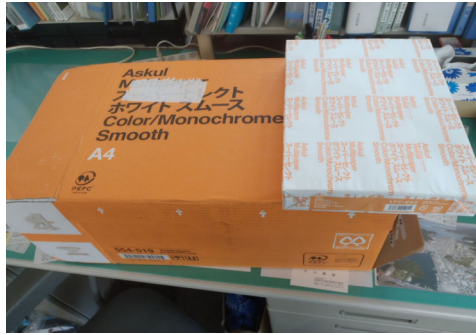
新技術導入:ソーラー電源
(夜間灯火設備)



新技術導入:ソーラー電源
(夜間灯火設備)

環境活動の取組状況

(環境保全活動:グリーン購入)



環境配慮:グリーン購入
(コピー用紙)



環境配慮:グリーン購入
(コピー用紙)



環境配慮:グリーン購入
(書類入れ)



環境配慮:グリーン購入
(書類入れ)



環境配慮:グリーン購入
(書類入れ)



環境配慮:グリーン購入
(書類入れ)



環境配慮:グリーン購入
(インクカートリッジ)



環境配慮:グリーン購入
(インクカートリッジ)

環境経営活動の取組状況

(環境保全活動: ボランティア活動)



地域清掃活動(ロードボランティア)



地域清掃活動(ロードボランティア)



現場周辺清掃活動



現場周辺清掃活動



地域ボランティア活動 (除草)



地域ボランティア活動 (除草)



地域ボランティア活動 (公衆電話清掃)



地域ボランティア活動 (カーブミラー清掃)

環境経営活動の取組状況

(環境保全活動:現場での環境配慮)



粉塵対策(散水)



粉塵対策(車両出入口 単粒碎石を敷均し)



濁水流出対策(環境配慮型濁水処理設置)



濁水流出対策(透過型濁水処理沈殿池設置)



濁水流出対策(透過型濁水処理沈殿池設置)



濁水流出対策(土砂部シート養生)



濁水流出対策(土砂部シート養生)



濁水流出対策(土砂部シート養生)

環境経営活動の取組状況

(環境保全活動:現場での環境配慮)



排ガス対策:アイドリングストップの要請



排ガス対策:アイドリングストップの要請



環境配慮:新技術活用
(レイタンス処理液の流出排除)



環境配慮:新技術活用
(レイタンス処理液の流出排除)



太陽光発電システムの利用
(現場事務所・休憩所)



ゴミの分別、資源ごみの再利用
(現場事務所・休憩所)



環境美化の啓発活動
(フラワーポット設置)



環境配慮:県内産資材の優先利用
(木製資材・デザイン看板等)

環境経営活動の取組状況

(環境保全活動:緊急時対応)



緊急時対応:消火設備
(環境レポート配布・各手順書 掲示)



緊急時対応:消火訓練



緊急時対応:油流出事故対策
(油処理剤・油吸着マット 配備)



緊急時対応:土のう製作訓練



緊急時対応手順の確認



緊急時避難訓練:作業現場



現場近隣への広報配布
(緊急時手順書・避難場所、工事のお知らせ)



緊急時対応:危険箇所観測
(ドローン空撮にて確認)